附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	以下同じ。）でないもの			
	及び	組合特定被保険者でないもの		
	並びに		組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該経過的組合員の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）	以下同じ。）でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該経過的組合員の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号	第五条第四項第一号	第五条第二項	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者
第五条第五項第一号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）

	一　厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者でないものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分　零	一　次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分　零 イ　厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用される健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるもの（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。） ロ　指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）
		（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正） **第十三条**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。 別表第一の四の項中 「 ホ　介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院 へ　イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの 」 を 「 ホ　介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院 へ　イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの 」 に改める。
		（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正） **第十四条**　次に掲げる政令の規定中「、同法」を「若しくは同法」に改め、「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。 一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号 二　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号 三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号
		（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正） **第十五条**　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号中「介護老人保健施設」という。）」の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条において「介護医療院」という。）」を加え、同項第二号中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同項第三号中「病院等」の下に「又は介護医療院」を加え、同項第四号から第七号までの規定中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同項第八号中「病院等」の下に「又は介護医療院」を加える。
		（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正） **第十六条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。 第十二条第一項第一号中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。
		（国立大学法人法施行令の一部改正） **第十七条**　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。 第二十六条第二項の表医療法第七条の二第八項の項中「第七条の二第八項」を「第七条の二第七項」に改める。
		（地方独立行政法人法施行令の一部改正） **第十八条**　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。 第六条第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。